

1. 海洋投入処分をしようとする廃棄物の種類の変更の内容

変更許可申請にあたり、廃棄物の種類を図－1 のとおり変更する。(浚渫範囲の変更)

2. 廃棄物の海洋投入処分に関する実施の計画変更の内容

(1) 海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

(変更前) 5カ年で2,500,000m³

(変更後) 5カ年で3,200,000m³

(2) 単位期間において海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量

(変更前) 1カ年で500,000m³

(変更後) 1カ年で640,000m³

(3) 廃棄物の排出方法

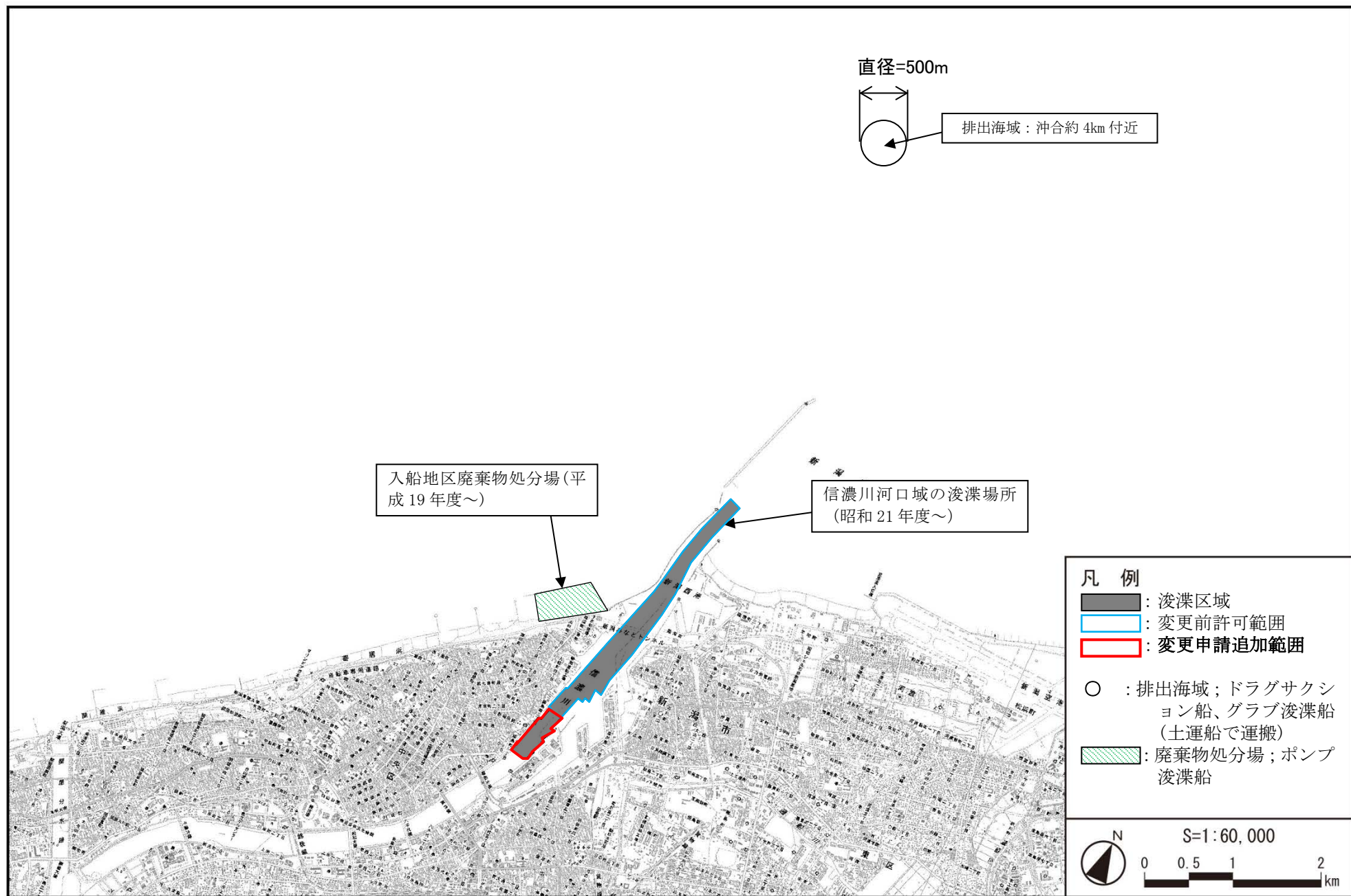
(変更前) 廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令(平成17年9月22日環境省令第28号)第6条第1項に規定する排出方法により実施する。

1) ドラグサクション船(泥艙容量:1,380m³)

2) 全開式土運船(泥艙容量:600m³および1,000m³)

(変更後) 変更なし

[添付書類－2のとおり]



「国土地理院発行の数値地図25000」（http://net.jmc.or.jp/digital_data_gsiol.html 平成28年7月時点、財団法人日本地図センター）より作成

図-1 浚渫区域における変更申請追加浚渫範囲

